

「新型コロナウイルス感染症」の対応に係る

休業期間中の校庭開放について

この度の「新型コロナウイルス感染症」の対応について、臨時休校等の感染拡大防止策を実施してきたところです。

そのような中、令和2年3月17日付文科省「新型コロナウイルス感染症対策に係る春季休業期間中の留意点について」が発出されました。このことを受け、川口市教育委員会では、下記のとおり市内の小中学校を全校一斉で校庭開放することといたしました。

記

- 1 期 間 3月23日（月）～4月7日（火）まで
- 2 時 間 午前9時00分～午前11時00分まで（原則）
- 3 開放場所 校 庭
- 4 対象となる者 在校生及びその保護者
- 5 留意事項
 - (1) 児童生徒の送迎については、保護者の責任において行ってください。
 - (2) 開放時間は教員を配置し様子を見守ります。（学校管理下扱いとなります）
 - (3) 活動前に発熱、咳、腹痛等の健康観察を行ってください。（何らかの症状がある場合には、校庭での活動を控えていただきますようお願いいたします。）
 - (4) 大人数が集まって、密着するような活動はできません。
 - (5) 接触感染や事故防止のため、遊具は使用できません。
 - (6) 土日の開放は実施しません。
 - (7) 小学校においては、24日（火）に行われる卒業式の日は、開放しません。
 - (8) 最終登校日26日（木）は開放しません。
 - (9) 職員の見守り体制が整わない場合等、開放時間を短縮したり、開放を中止したりすることがあります。
 - (10) 詳細は学校のホームページ等をご覧ください。